

2 新たに免許状を取得する方法

基礎資格及び所要単位		※原則、7日間の介護等体験が必要です。(第9節参照)			中	別表1
基礎資格	中学校教諭2種免許状	短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業すること。(大学(短大を含む。))又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得した場合を含む。)				
	中学校教諭1種免許状	学士の学位を有すること。(学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められる場合を含む。)				
	中学校教諭専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短大を除く。))の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。)				
大学において修得することを必要とする単位	教職及び関連する科目	科 目	最低修得単位数			<p>注1 旧法の規定により修得した単位は読替えて使用できる場合がある。ただし、大学等の証明を得た場合に限る。</p> <p>注2 専修又は1種免許状を取得する場合、短期大学の単位は2種免許状の最低修得単位数を限度に使用できる。</p> <p>注3 (1) 1種免許状を取得する場合、既に同じ教科の2種免許状を有しているときは、この表の2種免許状に相当する単位は修得済とみなす。</p> <p>(2) 専修免許状を取得する場合、既に同じ教科の1種免許状又は2種免許状を有しているときは、この表の1種免許状又は2種免許状に相当する単位は修得済とみなす。</p> <p>注4 大学において修得することを必要とする単位は、中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で修得する。</p> <p>注5 「教科に関する専門的事項」の単位は、授与を受けようとする教科の中学校教諭免許状の認定課程のある大学等で中別表1(教科)により修得する。</p> <p>注6 「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」の単位は、次のとおり修得する。</p> <p>(1) 専修又は1種免許状を取得する場合…8単位以上修得する。</p> <p>(2) 2種免許状を取得する場合…2単位以上修得する。</p> <p>注7 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、各事項を必ず修得する。(注8の場合を除く。)</p> <p>注8 音楽及び美術の場合、次の方法により単位を修得できる。</p> <p>(1) 「教科及び教職に関する科目(教科に関する専門的事項を除く。)」の単位数のうち、その半数までの単位は、「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができる。この場合の残りの必要単位数については、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては()内の数字以上の単位を修得するものとする。</p> <p>(2) 最低修得単位数が複数の事項にまたがる場合は、1以上の事項を修得する。</p> <p>注9 「教育の基礎的理解に関する科目」は8単位(2種免許状の授与を受ける場合にあっては6単位)まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」は2単位まで、「教職実践演習」は2単位まで、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができる。</p> <p>注10 「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」の単位は、1単位以上修得する。</p> <p>注11 「道徳の理論及び指導法」の単位は、次のとおり修得する。</p> <p>(1) 専修又は1種免許状を取得する場合…2単位以上</p> <p>(2) 2種免許状を取得する場合…1単位以上</p> <p>注12 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は1単位以上修得する。</p> <p>注13 「教育実習」の単位は、次のとおり修得する。</p> <p>(1) 中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部等を含む。)、小学校(義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部等を含む。)、及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部等を含む。))の教育を中心とする。</p> <p>(2) 「教育実習」に係る事前及び事後の指導の1単位には中学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。</p> <p>(3) 「教育実習」の単位数には、2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができる。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができない。</p> <p>(4) 中学校(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部、在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。))又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部、在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及びこれらに相当する旧令による学校を含む。))において、教員として良好な成績で勤務した経過年数1年につき、1単位の割合で、この表に掲げる「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。))」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」の単位をもって、「教育実習」の単位に替えることができる。</p> <p>(5) 修得を必要とする単位数のうち、3単位までは、幼稚園、小学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位をもってあてることができる。</p> <p>注14 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」又は大学が加えるこれらに準ずる科目を修得する。</p> <p>注15 (1) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、大学院又は大学の専攻科で修得する。</p> <p>(2) 「大学が独自に設定する科目」の単位は、「教科及び教職に関する科目」を修得する。</p> <p>注16 「その他」の単位は、大学の学部・学科・課程(認定課程のない大学を含む。)、必修・選択等の授業科目区分等に関係なく修得することができる。</p>
		教科及び教科の指導法に関する科目	2	2	2	
		教科に関する専門的事項(注5)	12	28	28	
		各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)(注6)				
		教育の基礎的理解に関する科目(注9)	6	10	10	
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想				
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	(3)	(6)	(6)	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解(注10)				
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)						
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目(注9)	6	10	10			
道徳の理論及び指導法(注11)						
総合的な学習の時間の指導法						
特別活動の指導法	(4)	(6)	(6)			
教育の方法及び技術						
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法(注12)						
生徒指導の理論及び方法						
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。))の理論及び方法						
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育実践に関する科目	5	5	5			
教育実習(事前及び事後の指導の1単位を含む。)(注13)	(3)	(3)	(3)			
教育実践演習(注9)	2	2	2			
	(0)	(0)	(0)			
大学が独自に設定する科目(注14)	4	4	4			
			24			
合計単位数	35	59	83			
その他(注16)	日本国憲法	2				
	体育	2				
	外国語コミュニケーション	2				
	「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」	2				

○ 教科に関する専門的事項に関する科目

		中	別表 1 (教科)	別表 4 (教科)
教科名	法定科目名			
国 語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）			
	国文学（国文学史を含む。）			
	漢文学			
	書道（書写を中心とする。）			
社 会	日本史・外国史			
	地理学（地誌を含む。）			
	「法律学、政治学」			
	「社会学、経済学」			
数 学	代数学			
	幾何学			
	解析学			
	「確率論、統計学」			
理 科	コンピュータ			
	物理学			
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）			
	化学			
美 術	化学実験（コンピュータ活用を含む。）			
	生物学			
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）			
	地学			
音 楽	地学実験（コンピュータ活用を含む。）			
	ソルフェージュ			
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）			
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）			
保 健	指揮法			
	音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）			
	絵画（映像メディア表現を含む。）			
	彫刻			
保 健	デザイン（映像メディア表現を含む。）			
	工芸			
	美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）			
	体育実技			
技 術	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）			
	生理学（運動生理学を含む。）			
	衛生学・公衆衛生学			
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）			
技 術	生理学・栄養学			
	衛生学・公衆衛生学			
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）			
	木材加工（製図及び実習を含む。）			
技 術	金属加工（製図及び実習を含む。）			
	機械（実習を含む。）			
	電気（実習を含む。）			
	栽培（実習を含む。）			
技 術	情報とコンピュータ（実習を含む。）			

○ 教科に関する専門的事項に関する科目

		中	別表1(教科)	別表4(教科)
教科名	法定科目名			
家 庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）			
	被服学（被服製作実習を含む。）			
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）			
	住居学			
	保育学（実習を含む。）			
職 業	産業概説			
	職業指導			
	「農業、工業、商業、水産」			
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」			
職業指導	職業指導			
	職業指導の技術			
	職業指導の運営管理			
英 語	英語学			
	英語文学			
	英語コミュニケーション			
	異文化理解			
宗 教	宗教学			
	宗教史			
	「教理学、哲学」			

備考

- * 教科に関する専門的事項に関する科目は、取得しようとする教科の法定科目をそれぞれ1単位以上を修得し、**それぞれ一般的包括的内容を必ず修得**する。
- * （○○を含む。）と記載のある科目は、（ ）内の内容を必ず含めて修得する。
- * （○○及び△△）と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。
- * ○○・△△と記載のある科目は、○○と△△を必ず修得する。
- * 「○○、△△、××」と記載のある科目は、「 」内の科目のうち、1以上の科目を修得する。
ただし、職業の教科における「農業、工業、商業、水産」の科目は、2以上の科目について、それぞれ2単位以上を修得する。
なお、商船をもって水産に替えることができる。
- * 該当する教科の認定課程のある大学等で修得する。
- * 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、英語の場合の例による。